

議案第8号

鳥取県教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について

鳥取県教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について、別紙のとおり議決を求めます。

令和3年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

## 鳥取県教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、教育委員会、教育長又は教育委員会の機関（教育委員会の権限に属する事務を処理するための組織を構成する教育委員会事務局及び学校その他の教育機関をいう。以下同じ。）に提出する申請、届出等の書類について、押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができるようにすることにより、書類の提出手続の簡素化を図り、もって県民の負担を軽減することを目的とする。

(押印の省略)

第2条 教育委員会、教育長又は教育委員会の機関に提出する書類であって、教育委員会規則その他の規程（以下「教育委員会規則等」という。）により提出者の押印又は署名を要するとされているものについては、当該教育委員会規則等の規定にかかわらず、印鑑又は署名の照合を必要とする場合を除き、提出者の押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 鳥取県教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について

### 1 制定の理由

書類の提出手続の簡素化を図り県民の負担軽減を図るため、押印の省略等を原則とする通則を定めるもの。

### 2 規則の概要

教育委員会等に提出する書類であって、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により提出者の押印又は署名を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、印鑑又は署名の照合を必要とする場合を除き、押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができることとする。

### 3 施行日

公布日施行とする。